

ID: 436

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	排水設備等の工事の検査		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市下水道条例 第8条		
例 規 番 号	平成18年条例第196号		
<p>【根拠条文】 (排水設備等の工事の検査) 第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が法令で定められた基準に適合するものであることの検査を受けなければならない。 2 前項の検査により、その工事が法令の基準に適合したものであるときは、管理者は、届出者に対し、検査済証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考	名寄市個別排水処理施設条例に準用あり		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日